

令和5年度環境の森センター・きづがわの維持管理状況

集計時点：令和6年4月1日

作成時点：令和6年4月22日

1 持ち込まれた一般廃棄物の数量（各月）

	種類	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
家庭系		t	1,388.80	1,597.66	1,446.08	1,411.90	1,494.66	1,341.67	1,465.06	1,369.24	1,472.57	1,399.96	1,214.45	1,262.25	16,864.30
木津川市域	可燃ごみ	t	952.37	1,072.86	973.87	965.04	1,016.59	913.63	984.20	936.37	1,007.86	967.87	833.50	869.76	11,493.92
精華町域	可燃ごみ	t	436.43	524.80	472.21	446.86	478.07	428.04	480.86	432.87	464.71	432.09	380.95	392.49	5,370.38
事業系	可燃ごみ	t	414.68	491.07	585.42	770.82	676.05	685.68	745.23	709.86	473.52	447.23	404.49	436.05	6,840.10
合計		t	1,803.48	2,088.73	2,031.50	2,182.72	2,170.71	2,027.35	2,210.29	2,079.10	1,946.09	1,847.19	1,618.94	1,698.30	23,704.40

2 焼却処分した一般廃棄物の数量（各月）

	種類	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1号炉	可燃ごみ	t	1,038.45	418.46	629.13	1,317.88	1,285.29	1,266.03	966.15	872.61	1,070.95	562.48	1,161.23	698.22	11,286.88
2号炉	可燃ごみ	t	990.94	405.86	1,259.38	1,298.08	1,278.06	1,255.05	541.56	1,262.06	983.34	514.49	1,145.00	1,216.54	12,150.36
合計		t	2,029.39	824.32	1,888.51	2,615.96	2,563.35	2,521.08	1,507.71	2,134.67	2,054.29	1,076.97	2,306.23	1,914.76	23,437.24

3 環境の森センター・きづがわに常設の測定機器による連続測定結果（各月）

項目	単位	法令基準	焼却炉	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
焼却炉内で測定した燃焼ガス温度	℃	800以上	1号炉	929	918	925	919	922	904	915	917	928	938	948	916	923
			2号炉	924	914	905	896	903	888	899	900	911	909	912	913	906
集じん機入口で測定したガス温度	℃	概ね200以下	1号炉	167	167	167	167	167	167	167	166	167	167	167	167	167
			2号炉	167	166	167	167	167	167	167	167	167	167	167	167	167
煙突採取口で測定した排ガス中の一酸化炭素濃度	ppm	100以下	1号炉	6	8	8	6	4	5	6	6	7	5	5	6	6
			2号炉	7	8	6	4	5	4	8	8	8	8	7	6	7

(注) 1 稼働日の平均値を記載

2 “-”の表示は、その該当月において、全休炉であったことを示す。

4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5第1項第二号カに規定する排ガス中のダイオキシン類濃度等、及び大気汚染防止法施行規則第16条の19第1号ロに規定する排ガス中の水銀濃度

項目	単位	法令基準	焼却炉	排ガスを採取した年月日		排ガスを採取した年月日	
				1号 8月23日	2号 8月23日	1号 2月15日	2号 2月15日
測定結果が得られた年月日				1号 10月6日	2号 10月6日	1号 3月4日	2号 3月4日
				硫黄酸化物	ppm	4600以下	1号炉
			2号炉	15	18		
ばいじん	g/m ³ N	0.15以下	1号炉	0.001未満	0.005		
			2号炉	0.001	0.004		
塩化水素	ppm	430以下	1号炉	7.9	12		
			2号炉	15	39		
窒素酸化物	ppm	250以下	1号炉	27	30		
			2号炉	30	34		
水銀	μg/m ³ N	50以下	1号炉	0.5未満	1.5		
			2号炉	0.5未満	1.1		

(注) 1 硫黄酸化物の法規制値は「K値17」と定められています。本表では、K値をppmに換算して記載しています。

2 いずれの項目も煙突採取口にて、排ガスを採取しています。

項目	単位	法令基準	焼却炉	排ガスを採取した年月日	
				1号 12月25日	2号 12月22日
測定結果が得られた年月日				1号 1月30日	2号 1月29日
				ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N
			2号炉	0.0086	